



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
9月2日  
号外(2)  
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 公 告

令和6年度後期技能検定実施公告(労働雇用政策課) ..... 1

## 公 告

### 令和6年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和6年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和6年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 実施する検定職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形
- (2) 1級および2級 鍛造(ハンマ型鍛造作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)および広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)
- (3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)
- (4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

#### (1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	18,200円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(エ) 3級

a 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料		
	一般	若 年 者	
		雇用保険 被保険者	雇用保険 被保険者でない者
機 械 検 査	15,100円	6,100円	10,600円
和 裁	13,300円	4,300円	8,800円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円	8,800円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円	13,700円

b 学生等

検 定 職 種	手 数 料			
	若 年 者 で ない 者	若 年 者		
		雇用保険 被保険者	雇用保険被保険者でない者	
			高等学校生	高等学校生でない者
機 械 検 査	10,100円	2,900円	2,900円	5,600円
和 裁	8,900円	2,900円	2,900円	4,400円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,900円	2,900円	2,900円	4,400円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円	3,200円	7,700円

注1 (エ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等の生徒または学生をいう。

注2 (エ)において「若年者」とは、令和6年4月1日現在において年齢23歳未満の者（出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）をいう。

注3 (エ)において「高等学校生」とは、令和6年4月1日現在において、県内に居住し、高等学校に在学する生徒または県外に居住し、県内の高等学校に在学する生徒をいう。

イ 実施期日 実技試験は、令和6年12月5日(木)から令和7年2月16日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和6年11月28日(木)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 受検手数料の支払手続については、受検案内および滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
鍛造、機械検査、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級および 2級	令和7年1月26日(日)
電気機器組立て、シーケンス制御、内燃機関組立て、配管	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特 級	令和7年2月2日(日)
工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1級および 2級	
造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3級	
バルコニー施工	単 一 等 級	令和7年2月9日(日)
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ	1級および 2級	
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工	3級	

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和6年10月7日(月)から令和6年10月18日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和6年10月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きの上、返信用封筒（角形2号封筒）に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和7年3月14日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。

なお、口頭による試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和7年3月14日(金)から令和7年4月14日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和6年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類（運転免許証など）

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

- (2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和7年3月14日(金)に書面で通知する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。